

ユナイテ福岡 (株)

川原 幸弘 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について (通知)

令和 3年 8月 26日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許可(般一3)第 114655号
許可の有効期間	令和 3年10月22日から 令和 8年10月21日まで
建設業の種類	

土木工事業  
解体工事業

とび・土工工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 9月 21日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)